

事 務 連 絡  
平成 25 年 5 月 2 日

各 { 都道府県 }  
政 令 市 } 衛生主管部（局）長 殿  
特 別 区 }

厚生労働省健康局結核感染症課長

「中国における鳥インフルエンザ A（H7N9）の国内検査体制  
について（情報提供）」の一部改正について

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成 25 年政令第 129 号）等が平成 25 年 5 月 6 日に施行されるところである。

これに伴い、「中国における鳥インフルエンザ A（H7N9）の国内検査体制について（情報提供）」（平成 25 年 4 月 15 日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）の別添 1「鳥インフルエンザ（H7N9）疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー（以下、「標準的対応フロー」という。）を別紙のとおり改正することとしたので、同年 5 月 6 日以降は、標準的対応フロー（平成 25 年 5 月 6 日版）に基づき情報提供していただきますようお願いいたします。